

○雲仙市建設工事請負業者選定基準

平成18年5月25日

告示第83号

(方針)

第1 入札に参加することができる請負業者の選定は、建設工事入札参加資格審査申請書を提出した建設業者について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査結果に主観的事項の審査結果を加味して等級の格付けを行い、原則としてそれぞれの等級に準拠して行う。なお、大業者のみを偏重することなく中小業者の保護にも留意するものとする。

(資格審査及び名簿作成)

第2 市長は、建設工事入札参加資格審査申請書を提出した者について、一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格を定め、第1に定める資格を審査し、入札参加資格者の有資格業者名簿に登載するものとする。

(客観的事項の審査方法)

第3 客観的事項の審査は、法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）に基づく審査結果をもって行うものとする。

(主観的事項の審査方法)

第4 主観的事項の審査は、次により行うものとする。ただし、ウについては雲仙市内に本社又は委任を受けた営業所を設けて営業している建設業者のみに、オについては雲仙市内に本社を設けて営業している建設業者のみに適用する。

ア 特定建設業許可

特定建設業の認定建設業者に対しては、10点を認証の範囲に係る工事種類について加える。

イ 信用度

基準日（毎年3月31日）を含む年度において指名停止を受けた建設業者は、次の項目ごとに評点を合計し、100点を限度に審査点数から減じる。ただし、指名停止の原因となった行為ごとの適用については、次の④以外で該当する項目の評点と④の項目のいずれか高い方を適用し、④以外の項目のいずれにも該当しなかった場合に④の項目を適用するものとする。

① 贈賄事件に係るものについては、100点を減点する。

② 工事安全性に係るものについては、次の表の区分とする。

区分	公衆災害		労務災害	
	死亡	傷害	死亡	傷害
雲仙市の公共工事	100点	70点	70点	40点
公共工事（雲仙市を除く）	90点	60点	60点	30点
一般工事	70点	40点	40点	20点

③ 談合に係るものについては、次の表の区分とする。なお、表中の法人の役員等とは、法人にあっては取締役、支店長又は営業所長をいい、個人事業にあっては個人又は支

配人をいう。

区分	公共工事	一般工事
法人の役員等	100点	70点
使用人	70点	40点

④ 指名停止期間を基準とするものについては、次の表の区分とする。

2ヶ月未満	20点
2ヶ月以上 3ヶ月未満	30点
3ヶ月以上 4ヶ月未満	40点
4ヶ月以上 5ヶ月未満	60点
5ヶ月以上 6ヶ月未満	80点
6ヶ月以上	100点

ウ 地域貢献

(1) 代表者又は常時雇用する従業員が、当年2月1日現在において雲仙市消防団に所属する建設業者については、次の表左欄の人数に応じて、同表右欄の点数を加える。

1人の場合	10点
2人の場合	15点
3人の場合	20点
4人の場合	25点
5人以上の場合	30点

(2) 市内在住の障害者（身体障害者、知的障害者又は精神障害者）を当年2月1日から起算して直前1年間以上継続して常勤従業員として雇用している建設業者については、10点を加える。

エ 工事成績

基準日（毎年3月31日）の前年1月1日から12月31日までの1年間で工事完成検査を実施した工事において、市が評定した工事成績を基に、各建設業者の工種別平均点を算出し、次の表の成績区分のとおり付与点として加える。

成績区分	60点未満	60点以上 65点未満	65点以上 75点未満	75点以上 80点未満	80点以上
付与点	-40	-20	0	20	40

オ 優秀工事表彰

基準日（毎年3月31日）の属する年度において、雲仙市優秀工事表彰要綱（平成22年雲仙市告示第45号）に基づく雲仙市優秀工事表彰を受けた建設業者（特定建設工事共同企業体が表彰を受けた場合のその構成員である場合を含む。）については、当該表彰を受けた工事と同一の工種に、30点を付与点として加える。この場合において、付与点に加えられた建設業者が、同一の工種につき更に要件を満たす場合であっても、追加で付与点は加えないものとする。

（等級の格付けの基準）

第5 市は、総合数値（客観的事項の審査点数に主観的事項の審査点数を合わせた数値をいう。）により、次の表のとおり工事の種類ごとに等級を設けて格付けする。ただし、

当該格付け後の建設業者の土木一式工事又は建築一式工事ごとの年間平均完成工事高又は技術者が、次の表の格付け区分に該当する欄の要件を満たさない場合は、当該要件に相応する等級まで降格させるものとする。この場合において、次の表中の技術者とは、土木一式工事及び建築一式工事のA等級については、法第15条第2号イに該当する者、土木一式工事及び建築一式工事のB等級及びC等級については、法第7条第2号イロハ又は法第15条第2号イロハに該当する者をいう。

工事の種類	格付け区分		年間平均完成工事高	技術者
	等級	総合数値		
土木一式工事	A	740点以上	100,000千円以上	2名以上
	B	640点～739点	30,000千円以上	2名以上
	C	639点以下	30,000千円未満	2名未満
建築一式工事	A	700点以上	50,000千円以上	2名以上
	B	540点～699点	25,000千円以上	2名以上
	C	539点以下	25,000千円未満	2名未満

注 上記以外の工事の等級の格付けは、行わない。

第6 請負業者の選定基準

(1) 指名競争入札

ア 指名競争入札における請負業者の選定は、第7に定める工事発注基準によるものとする。

イ 災害復旧工事、緊急を要する工事、特殊な技術、経験を必要とする工事は、本基準の定めにかかわらず地域性及び等級を勘案して適格者を選定するものとする。

ウ 等級の格付けを行わない種類の工事については、当該業種の適格者の中から指名するものとする。

(2) 制限付きの一般競争入札における請負業者の決定は、原則として第7に定める工事発注基準に定める当該等級者による競争入札の方法による。ただし、特に必要があると認められるときは、特定の機械の有無、特定の技術者の有無等に関する必要な入札参加資格を定めるものとする。

第7 工事発注基準

建設業者に対する各等級別の請負対象の基準は、次のとおりとする。

工事の種類	建設業者の等級	請負対象額
土木一式工事	A	20,000千円以上
	B	5,000千円以上20,000千円未満
	C	5,000千円未満
建築一式工事	A	25,000千円以上
	B	5,000千円以上25,000千円未満
	C	5,000千円未満

附 則

この告示は、平成18年5月25日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第40号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日告示第45号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日告示第38号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日告示第42号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日告示第58号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日告示第31号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月5日告示第9号)

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後初めて行う主観的審査事項の審査において、この告示による改正後の第4エの規定中「前年1月1日から12月31日まで」とあるのは、「前年4月1日から12月31日まで」と読み替えるものとする。

附 則 (平成27年3月31日告示第31号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日告示第23号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月4日告示第6号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月13日告示第134号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。